

議案第98号

鹿児島県道路公社の有料道路事業に係る国土交通大臣の許可事項の一部変更に同意
することについて議決を求める件

鹿児島県道路公社が国土交通大臣に県道指宿鹿児島インター線の有料道路事業（指宿有料道路Ⅱ期及びⅢ期）に係る許可事項の一部変更の許可申請を行うことにつき、次のとおり同意することについて、道路整備特別措置法第16条第2項の規定に基づき、議決を求める。

令和4年11月提出

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県は、鹿児島県道路公社が県道指宿鹿児島インター線の有料道路事業（指宿有料道路Ⅱ期及びⅢ期）に係る国土交通大臣の許可事項の一部を次のとおり変更することについて、道路整備特別措置法第16条第1項の規定に基づき同意する。

料金の項の（注）3を次のように改める。

3 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付されている身体障害者手帳又は療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」別紙）の定めるところにより交付されている療育手帳（以下これらを「手帳」という。）に、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第14条に基づく福祉に関する事務所（市町村又は特別区が設置したものに限る。）若しくは当該事務所を設置していない町村又は道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第2条第4項に定める会社（以下「会社」という。）及び他の有料道路事業者が共同で設ける申込窓口において、以下のイ又はロの要件を満たすものとして、会社及び地方道路公社が定める「有料道路における障害者割引措置実施要領」（以下「要領」という。）に定めるところにより事前に自動車登録番号又は車両番号等必要事項の記載の手続がなされた自動車については、料金の割引率を5割以内とする。

なお、ETCシステムの利用による料金の納付については、要領に定めるところにより事前に登録がなされたETCカード及び車載器（省令第4条第1項第1号に規定する車載器をいう。）を共に使用する場合に限るものとする。

イ 手帳の交付を受けている者が、手帳を携行して自ら運転する自動車のうち日常生活の用に供され、本人又はその親族等が所有する自動車（営業用の自動車を除く。）で、要領に定めるもの

ロ 手帳の交付を受けている者のうち、重度の障害を持つ者として身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める障害の等級又は「療育手帳制度の実施について」（昭和48年9月27日児発第725号厚生省児童家庭局長通知）の第三に定める障害の程度に基づき要領に定める者（以下「重度障害者」という。）が手帳を携行して乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する自動車のうち日常生活の用に供され、当該重度障害者又はその親族等が所有する（これらの者がこれらの自動車を所有していない場合にあつては当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有する）

自動車（営業用の自動車を除く。）で、要領に定めるもの

また、上記イ又はロの要件を満たす自動車以外の自動車であっても、要領に定めるものについては、要領に定めるところにより本割引を適用するものとする。ただし、当該自動車がE T Cシステムを利用して無線通行により料金所を通行し料金の納付を行おうとする場合は、要領に定める方法により通行する場合に限る。

料金の項の（注）5を削る。

（提案理由）

鹿児島県道路公社が県道指宿鹿児島インター線の有料道路事業（指宿有料道路Ⅱ期及びⅢ期）に係る国土交通大臣の許可事項の一部を変更することについて、同意しようとするものである。